成年後見制度

芽室町委託事業

無料個別相談会

日時：令和７年８月２７日（水）午後２時～午後４時

場所：芽室町保健福祉センター（あいあい21）
２階　会議室　　住所：芽室町東４条４丁目

協力：まこと法律事務所　代表　佐々木　誠 弁護士

対象：芽室町民で、６５歳以上の方若しくは特に支援を必要とする４０歳以上の知的、精神障がいをお持ちの方とその家族・支援者。

定員：３人(組)。おひとり(組)４０分程度の時間です

申込：８月１９日（火）まで

（先着順で受付しますので、お早めに申込してください。）

♥成年後見制度について詳しく知りたい
♥財産の管理ができない

♥悪徳商法や訪問販売の被害を受けたことがあるから、今後が心配

相談無料

♥障がいのある子どもの今後の生活が心配
♥身寄りがないので今後の生活が心配

♥福祉サービスの利用をしようとしても契約ができない
♥認知症の親族の代わりに銀行に行ったら、後見人をつけるように言われて

【お申込・お問合せ先】
芽室町社会福祉協議会
芽室町成年後見支援センター

(電話)62－1616

住所：芽室町東４条４丁目

芽室町成年後見支援センター

◆成年後見制度って　なんだろう？

知的障がい・精神障がい・認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。

◆芽室町成年後見支援センターでは　このような事業を行っています。

相談

〇判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談に応じます。
〇成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
〇相談内容によって必要な関係機関と連携し、安心して生活できるようお手伝いします。

普及・啓発

〇住民の方に対して成年後見制度の理解を深めていただくための講演会を行います。
〇市民後見人養成研修修了生のみなさんと連携して、成年後見制度に関する出前講座を実施します。
〇成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていただくため、パンフレット等を作成し、広く周知します。

手続き支援

〇成年後見制度の利用が必要な方や、そのご家族の方が制度の利用をしやすくなるよう、関係機関と連携を図りながら解決に向け支援します。

市民後見人の活動支援

〇判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する市民後見人の活動を支援します。
※市民後見人とは、親族や専門職以外の住民による後見人です。権利擁護と地域福祉の担い手として、その活動が期待されます。

法人後見受任

〇家庭裁判所の審判に基づき、芽室町社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、後見業務を行います。

◆成年後見人などは　何をしてくれるの？

成年後見人にしてもらえること

☆福祉サービス・介護の手続きや契約のお手伝い
☆よくわからずにした契約のとりけし
☆入院や施設への入所の手続きのお手伝い
☆保険料や税金の支払いやお金の出し入れのお手伝い
☆定期的な訪問や状況の確認
☆書類の確認や施設などへの改善の申し入れ
など

成年後見人などにお願いできないことは？

☆食事をつくる
☆掃除をする
☆ティッシュなどの日用品の買い物を代わりにする
☆手術をする、しないを決める
☆実際に介護をする
☆毎日のように来てもらったり話し相手になってもらう
など